

# “みんなが**主役**” のまちづくり

市民が誇りに思い、  
充実して暮らせる  
魅力と活かに満ちた  
糸島市を創る。



## 糸島市まちづくり基本条例ハンドブック

### — 目次 —

- 1 まちづくり基本条例とは？ …………… P 2
- 2 条例を生かしたまちづくり …………… P 9
- 3 条文 …………… P 26

## 『市民が主役のまちづくり』

糸島市では、平成25年4月1日に本市のまちづくりの最高規範となる『糸島市まちづくり基本条例』を施行しました。

この条例は、魅力と活力に満ちたまちをつくるため、『まちづくり』の基本的なルールを定めたもので、平成22年12月から、市民のみなさんの力を結集し、素案から作り上げてきたものです。

『まちづくり』は、決して難しいことではありません。

この条例により、性別や年齢を問わず、たくさんの市民のみなさんに、地域に関心を持ってもらい、みなさんの知識や経験、技術、思考、行動をまちづくりに生かそうというものです。

ひとりの力は小さいけれど、みんながつながることで、大きな力になります。

「これなら私もできるかも！」

そう思ったら、あなたも早速今日から『まちづくり』を始めましょう。

## 1 まちづくり基本条例とは？

“まちづくりのルール”です。



『まちづくり』ってな～に？

まちづくりとは、道や公園をつくるようなことだけではありません。防犯や教育、福祉など広い意味があり、市民が「住んで良かった」と満足できるような地域社会をつかっていくためのすべての活動を指します。



『まちづくり』って、とても難しくない？

市全体で考えると、とても大きなことに感じて尻込みしがちですが、あなたの身近なところで考えてみましょう。

校区や行政区、隣組、学校、仕事場などの自分の身近な生活の中で考えると、あなたにできることが、きっと見えてきます。



あいさつ運動や環境美化活動、子ども会活動、夏祭りも『まちづくり』だね!!



☆最もたいせつな基本理念(ルール)

じじよ きょうじよ こうじよ  
 自助・共助・公助の助け合いの精神で、市民  
 と議会、市が情報を共有して、参画と協働でま  
 ちづくりを推進します。

地域を良くするため  
 に、いいアイデアが  
 あるんだけど、どう  
 すればいいのかな？

みんなで  
 課題を  
 解決

参画

協働

情報  
 共有

みんなで考え、行動  
 すれば、きっと問題  
 を解決できるね。ま  
 ちの魅力も高まるよ。

市役所だけで問題を解決する  
 のは、難しいぞ。なにかいい  
 アイデアがないものかな。み  
 んなの意見を聴いてみよう。



## ▶ 自助・共助・公助の助け合いの精神とは？

自分の問題を自分自身で解決する『自助』、隣近所や自治会、ボランティア団体などとの協力で解決する『共助』、自助や共助では解決が難しい問題を行政が解決する『公助』という各段階での助け合いの精神のことです。

『自助』で解決できないものは『共助』で、それでも解決できないものを『公助』で取り組みます。

例えば、ひとり暮らし高齢者の問題で考えてみると…



自分でできることは、自分自身でする。



地域での見守り自宅訪問活動や介護ボランティアのお手伝い。



介護保険サービスのホームヘルパーを利用。

## ▶参画とは？

事業や行事に取り組むときに、計画段階から加わることを参画といいます。

校区の体育祭に例えると、その計画、運営に加わることを『参画』、当日の競技に参加するだけを『参加』と区別することができます。

『参画』では、計画段階から加わるので、いろいろなアイデアを取り組みに反映させることができます。



地域をよく知っている人が参画すると、いろいろなアイデアがでるね！

計画する時から、みんな加われば、本当に良いものができるね！



## ▶協働とは？

個人や団体などが、同じ目標に向かって、対等な立場で、ともに力を合わせて活動することを協働といいます。

ひとりでするより、みんなで役割分担して、協力するほうが、いろいろなことができて助かるね！



### なぜ、協働のまちづくりが必要なの？

近年、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化などにより、地域の課題を市役所だけで解決することが難しくなっており、市民の力を生かした協働のまちづくりが必要になっています。

また、地域の実情にあった特色あるまちづくりのためにも、関係するみんなが同じ認識を持ち、対等な立場で力を合わせ、より多くの市民のアイデアや力を生かすことが求められています。

まちづくりに関するルールを明確にして、市民、議会、市が現状や課題、目標について、同じ思いを持つことで、みんなのまちづくりへの意識が高まります。

みんなが役割分担をしながら、手を取り合い、まちづくりを行うことで、地域の力を高め、自立した糸島市をつくることができます。

## まちづくりの意識の高まりによる効果

- ☆ 市民の参画・協働が、より進みます。
- ☆ 地域活動やボランティア活動が、より活発になります。
- ☆ 地域の実情や市民の意思が、より適切に市政へ反映できます。
- ☆ 市政へのチェック機能が高まります。
- ☆ 無駄が省かれ、効率的な市政運営が可能になります。



## 『糸島市まちづくり基本条例』 の3つの特長



### ① 情報共有

情報の共有をはじめ、情報公開や個人情報の保護、市民意思の把握、情報発信の必要性を明記しています。

### ② 住民による自治

校区、行政区、隣組のそれぞれの役割と連携のほか、市の役割に関することを定めています。

### ③ 協働

協働でまちづくりを進めるという原則を明記しています。

具体的な協働の取り組みは、安全・安心と危機管理、子育てと教育、自然環境と文化に関することです。

## 2 条例を生かしたまちづくり

### 【前 文】

前文とは、条例制定の趣旨や目指すべき理想などを掲げ、市民のみなさんの決意を表したものです。

私たちがたいせつにしたいもの、目指すべきことを明らかにしたうえで、まちづくりに取り組む姿勢を示しています。



## 前文

糸島市は、地域の将来の成長と発展を見据え、平成22年1月1日、同じ生活圏、経済圏、文化圏としてつながりが強かった前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が合併して誕生しました。

古代、伊都国が存在し、大陸からの新たな文化の玄関口であったこの地は、国宝の指定を受けたわが国最大の内行花文鏡が出土するなど、今も当時をしのばせる多くの文化財が存在しています。また、紺ペきの玄界灘、深緑の脊振山系、豊かな実りをもたらす糸島平野と緩やかな河川の流れが織り成す田園風景など、美しい自然と景観に恵まれています。加えて、人と人とのつながりが強く、人情味にあふれています。これらの歴史、自然、人と人との絆は、糸島市の象徴であり、たいせつな宝です。

「市民が誇りに思い、充実して暮らせる魅力と活力に満ちた糸島市を創る」という大きな目標に向かい、市民、議会、市がともに考え、ともに行動することがまちづくりのかなめとなります。

私たち市民には、一人ひとりがまちづくりの主体として、後世のためにも糸島市の持つ豊かな資源を積極的に守り、育て、生かし、郷土愛を育てていくことが求められています。

子どもからお年寄りまでのすべての市民が一体となって、自らの英知と不断の努力により、糸島市の魅力や価値を高め、基本的人権を尊重し、平和で健やかな暮らしを守っていかねばなりません。

私たち市民の知識、経験、技術、思考、行動をまちづくりに存分に生かすことができるよう、この条例を制定します。

## 《解説》

## ☆『糸島市の持つ豊かな資源』

海や山、田園風景はもちろん、人、歴史、文化、農林水産物、都市機能など、糸島市の魅力や価値を高めるためのあらゆるものを指します。

## ☆『子どもからお年寄りまでのすべての市民』

男女を問わず、幅広い世代のたくさんの人にまちづくりに携わってほしい気持ちを込めています。

特に将来の担い手である子どもの力が、まちづくりには欠かせません。

## ☆『市民の知識や経験などを生かすことができるよう』

自分にできることや得意なことでまちづくりに力を発揮する、また、発揮することができる環境づくりが必要になっています。




豊かな資源である  
「白糸の滝」

## 【市民】


この条例では、『市民』を糸島市に住んでいる人だけに限定していません。

市外から通勤・通学する人や市内に事務所などを持つ人、市内で活動する人など、糸島市に関係のある、ありとあらゆる個人・法人・団体のことをいいます。


これは、糸島市に関係するより多くの人にまちづくりに携わってほしいという思いを込めています。



市外から働きに来ているけど、毎日会社の前の道路を清掃してるわ!



自分の住まちをもっと良くしたい!みんなで一緒に考えよう!




市外から通学しているけど、みんなと一緒に植樹ボランティアに参加したよ!




## 【市民の権利】

## ☆4つの権利


- ①まちづくりの主体（主役）として参画する権利
- ②市が持つ情報を知る権利
- ③まちづくりに関して意見を述べる権利
- ④まちづくりに関する不当な扱いや不正なことの解決を求める権利



みんなが利用しやすい公園をつくるためのアイデアがあるんだよ！



アイデアを出すためには、予算や条件など、市の情報が必要だよ。



地域の魅力を高めるため、市の計画見直しに意見を出したよ。

## 【市民の責務】

### ☆3つの責任と義務

- ①まちづくりに関心を持ちましょう。
- ②まちづくりの主体(主役)として、積極的に参画しましょう。
- ③得意分野を積極的にまちづくりに活用しましょう。

### ○イイネツ

ひとり暮らしのおばあちゃんが、困っていたら、私がお手伝いしたい。

### ✕ダメツ

地域の環境美化活動なんか、自分がしなくても、他の人がするだろう。

### ○イイネツ

草刈りの道具を持っているから、環境美化の日みんなに使ってもらおう!



## 【校区の役割】

- ①校区内のみなさんが、気軽に交流できるようにしましょう。
- ②行政区では解決できない課題や各行政区に共通する課題には、校区で取り組んでみましょう。また、他の校区とも連携・協力しましょう。
- ③小中学校や高校、大学などとも連携し、まちづくりをしていきましょう。
- ④校区の区域にある文化財や歴史、自然などの地域資源をたいせつに活用し、受け継いでいきましょう。

校区や行政区、隣組などを自治組織といいます。自治組織は、市民にとって、もっとも身近な「参画の現場」です。

また、自助・共助・公助の助け合いの精神で役割を分担して協力し合う「協働のまちづくりの場所」でもあります。

ここでいう『校区』とは、単なる小学校の区域のことを指すのではなく、校区の運営委員会や振興協議会といった組織のことを指します。



校区と市の協働で運行する「自主運行バス」



## 【行政区や隣組の役割】


- ①行政区では、住民の連携で自然環境や生活環境を守りましょう。
- ②隣組では、向こう三軒両隣の助け合いの精神で、お互い助け合いましょう。

隣組などの小さな単位の自治組織は、**地域社会の基礎**となるものです。


都市化の進展などで、隣近所の付き合いや信頼関係が薄くなりがちですが、困った時はお互いさまです。「**地域で人の絆**」を保つことは、**とてもたいせつ**です。

特に身近で親しい近所のつながりがあれば、万一の災害の時に心強い存在となります。

行政区は、隣組などの組織を束ねる組織を指すもので、隣組よりも広い範囲で共助の活動を行います。



日頃から、地域活動に参加して、ご近所さんと仲良しなら、毎日楽しいね!



お互いに助け合えば、みんな安心して暮らせるよ!

**【自治組織の連携】**

校区や行政区、隣組は住民の安全・安心な暮らしや、自治組織への加入推進のために連携し、活動しましょう。

自治組織の活動は、**共助のかなめ**です。

自治組織への加入は、個人の自由意志ですが、個人の生命や財産を守り、安全・安心な暮らしを続けるためには、**地域活動がとて**もたいせつです。

できるだけ多くの人がまちづくりに参画できるように、住民に身近な自治組織は、**連携して加入を推進**する必要があります。



行政区に入って活動すると、みんな仲良しになって、まちがどんどん良くなるね！




## 【市の役割】

- ①市は、まちづくりを活性化するため、環境づくりや自治組織への積極的な加入促進に努めます。
- ②市は、まちづくりの活動に必要な支援を行い、自立を促します。


地域活動を活発にするためには、その環境づくりがたいせつです。組織に加入する人が減ると、まちの元気もなくなります。そのため市では、転入する世帯のみなさんに、行政区への加入を勧めています。

また、自治組織だけではなく、ボランティア団体などの活動も協働のまちづくりには欠かせません。

市は、地域や団体の自主性を尊重しながら、対等・協力の立場で支援し、団体などの自立を促します。



地域の元気は、糸島の元気につながるね!たくさんの人に地域活動をしてほしい!



行政区に加入して、できることからやってみようよ!



**【まちづくりの拠点施設】**

公民館などの公共施設や地域の集会所などは、まちづくりの拠点施設です。

身近な場所にまちづくりの施設があれば、**地域や団体の活動が活発になります。**

校区公民館や地域の高齢者いきいの家やNPO・ボランティアセンター、図書館などの公共施設は、市民の集う場所であり、**まちづくりの拠点施設**と位置付けています。

特に、校区公民館は、**地域活動の拠点**として、みなさんの参画や協働の場所になります。

また、行政区や隣組の集会所などは、みなさんに最も身近な活動拠点であり、『共助』の原点の施設です。

公民館の勉強会では、いろいろな話を聞くことができるし、みんなに会えるよ！



## 【協働によるまちづくりの推進】

市民や議会、市は、積極的に協働しながら、まちづくりを進めます。

少子高齢化や市民ニーズの多様化などで、市だけでは解決が困難な課題があり、積極的な協働でまちづくりを進めることが必要になっています。

そこで、NPOやボランティア団体をはじめ、自治組織や市民団体など、まちづくりに関心があり、専門性や意欲を持った団体と協働で地域課題の解決に取り組みます。

このような活動で、地域の魅力が増し、地域に愛着を感じ、郷土愛を育むことにもつながっていきます。

条例では、特にみなさんとの関わりが深く、協働で取り組むべきものとして、以下のものを掲げています。

- 子育てと教育の推進
- 安全・安心の確保
- 自然環境と文化の継承



## 《参考》

## ☆NPOやボランティアの活動

市内でも、まちづくりに関心を持つNPOやボランティアが地域の担い手として活躍しています。

これらの団体は、市や市民との協働で、地域のニーズに応じた社会サービスの提供などを行っており、その活動は、社会貢献による参加者の自己実現や地域の活性化、社会コストの軽減効果など、さまざまな意義があります。

NPO・ボランティアセンターには約330ものボランティアが登録しているんだよ。



## 【子育てと教育の推進】

家庭、市民、学校、市は、子どもの健やかな成長と郷土愛を育む取り組みを協働で行い、まちづくりの担い手を育てます。

子どもの健全育成と郷土愛を育むための教育を家庭、市民、学校、市などの協働で行います。

それぞれが、役割を分担し、しつけ、見守り、育てることで、大人も子どもも地域に愛着を持ち、将来のまちづくりの担い手を育成します。



子どもは宝。家庭も地域も学校も市も一緒になって子育てしよう！

地域の人みんなで、子どもを育ててくれるから、私も助かるわ！



いつもお世話になっているみんなのために、僕も何かしたい！



【安全・安心の確保】

市民と市は、協働で安全・安心な生活を確保します。

安全・安心な生活を送ることは、誰もが望むことです。防災や防犯だけではなく、暴力追放や交通安全、バリアフリーなど、安全・安心に関することは幅広く、協働の取り組みが欠かせません。

市民の役割

自 助

①自主防災組織の継続的な活動などの災害に対する備え

共 助

②自らの安全確保と市民の相互協力、市との連携



協働で安全・安心な生活を確保



市の役割

公 助

①緊急事態に対応するための危機管理体制の整備

②国や県、他市町村、法人などとの広域的連携





## 《参考》

### 安全・安心の取り組み

#### ☆自主防災組織

この組織は、災害時に住民の避難や救護、救援活動などを行うための地域住民の自主的な防災組織です。隣組など20戸程度の班で組織しています。

万一の事態に備え、自主的に地域の避難訓練などを実施しています。

#### ☆青色パトロールカー

校区で自主防犯パトロール組織を立ち上げ、校区まちづくり推進事業補助金などを活用して、青色パトロールカーを導入し、地域のみなさんで見回り活動を行なっている地域もあります。

#### ☆安全・安心まちづくりグッズ

市では、安全安心まちづくり推進条例を制定し、地域の安全・安心の取り組みを支援しています。

校区の活動実施団体に、帽子や蛍光ベスト、反射付きジャンパーなど活動時に使用するグッズを配布しています。



地域の安全・安心を守る  
「青色パトロールカー」

## 【自然環境と文化の継承】

市民と市は、協働で糸島市のたいせつな財産である自然環境や文化を保全し、活用して、後世に受け継ぎます。

現在まで、受け継がれてきた自然や文化は、私たちの先輩たちが、たいせつに守り育ててきたものです。その素晴らしい財産を私たちも後世に引き継いでいかなければいけません。

また、それらを生かすことが、特色あるまちづくりへつながります。

### 《参考》

#### ☆自然環境保護

環境美化活動、植林事業、松枯れ対策など

#### ☆文化継承

神楽、神幸祭、文化財保護など



松枯れ対策の「枝拾い活動」



受け継がれる「神楽」

## 3 条文

### 前文

条例制定の背景や趣旨などを述べたもので、市民一人ひとりが主体として郷土愛を育み、まちづくりに持てる力を発揮することを決意しています。

(前文は8～9ページに掲載)

### 第1章 総則

条例制定の目的が、自立した糸島市の実現であることや、この条例が糸島市の最上位の条例であることを定めています。

#### (目的)

**第1条** この条例は、市民の権利並びに市民、議会及び市の責務を明らかにし、まちづくりの規範となる基本的事項を定めることにより、自治の力を高め、自立した糸島市(以下「本市」という。)を実現することを目的とする。

#### (用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 地域社会を魅力及び活力あるものにしていく活動のすべてをいう。
- (2) 市民 次に掲げるものをいう。
  - ア 年齢及び性別を問わず、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人
  - イ 年齢及び性別を問わず、市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する個人
  - ウ 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する法人及び団体
- (3) 市 市長、教育委員会その他の執行機関をいう。
- (4) 参画 まちづくりの計画、実行、評価及び改善の各段階におい

て、市民が主体的に関わることをいう。

- (5) 協働 それぞれの果たすべき役割を自覚し、対等な立場で助け合い、協力することをいう。

### (条例の位置付け)

**第3条** この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範であり、市民、議会及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

- 2 市は、この条例の基本理念を実現するため、各種の計画の策定及び条例、規則等(以下「条例等」という。)の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 市は、各種の計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃に当たっては、この条例の趣旨に反しないようにしなければならない。

## 第2章 基本理念

まちづくりは、市民、議会、市が役割分担と対等な立場での参画と協働を進めることを定めています。

### (基本理念)

**第4条** まちづくりは、自助・共助・公助の精神にのっとり、市民、議会及び市が情報を共有し、参画及び協働によって推進しなければならない。

## 第3章 情報共有

情報共有のための情報提供や情報公開、個人情報保護、地域の実情や市民の意思の把握の重要性を定めています。

### (情報提供)

- 第5条** 市民、議会及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供しよう努めなければならない。
- 2 市は、市政に関する情報を積極的に、正確に、わかりやすく、及び速やかに提供し、説明責任を果たさなければならない。

### (情報公開)

**第6条** 市は、別に条例等で定めるところにより、市が保有する情報を求めに応じて公開しなければならない。

### (個人情報保護)

**第7条** 市は、別に条例等で定めるところにより、市が保管する個人情報保護しなければならない。

### (市民意思の把握)

**第8条** 市は、積極的に地域の実情及び市民の意思を把握するよう努めなければならない。

2 市は、市民が自由に意見又は要望を提出し、又は提案することができるよう努めなければならない。

### (魅力に関する情報の発信)

**第9条** 市民及び市は、本市の魅力に関する情報を積極的に発信するよう努めなければならない。

## 第4章 権利及び責務

まちづくりにおける、それぞれの権利や責務を定めています。  
特に市民は、まちづくりの主体として参画する権利を持っていることを定めています。

### (市民の権利)

**第10条** すべての市民は、まちづくりの主体として参画する権利を有する。

2 市民は、市が保有する情報について、知る権利を有する。

3 市民は、まちづくりに関して意見を述べる権利を有する。

4 市民は、まちづくりに関する不当な扱い又は不正な事項の解決を求める権利を有する。

### (市民の責務)

**第11条** 市民は、まちづくりに関心を持ち、情報の把握に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、相互に連携しながら、積極的に参画するよう努めなければならない。

- 3 市民は、自らの知識、経験、技術、思考、行動を積極的にまちづくりに活用するよう努めなければならない。

#### (議会の責務)

**第12条** 議会は、市民の代表である議員によって組織された意思決定機関として、市民の意思が市政に正確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

- 2 議会は、市政が常に民主的かつ効率的に行われ、市の政策、施策及び事務事業(以下「政策等」という。)の水準の向上及び市政の円滑化が図られるよう調査及び監視に努めなければならない。
- 3 議会は、別に条例等で定めるところにより、議会が保有する情報を求めに応じて公開し、あわせて開かれた議会の運営に努めなければならない。

#### (市長の責務)

**第13条** 市長は、市民の健やかな暮らし及び本市の持続的な発展のために必要な政策等を立案し、市民の期待に応えるよう努めなければならない。

- 2 市長は、政治倫理を守り、公正かつ誠実に市政を行わなければならない。
- 3 市長は、市の代表者として、市の職員(以下「職員」という。)を適切に指揮監督し、あわせて効率的かつ効果的な予算の編成及び執行により、健全な財政状況を維持しなければならない。

#### (市の責務)

**第14条** 市は、市民の生命、身体及び財産を守り、福祉の増進を図るよう努めなければならない。

- 2 市は、市政の方向性を明確にしたうえで、参画の機会を確保するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民の意思を適切に市政へ反映させなければならない。
- 4 市は、市民から信頼される職員を育成しなければならない。
- 5 市は、市民の協働の意識が向上し、まちづくりを担う人材が育つための政策等を実施しなければならない。

### (職員の責務)

- 第15条** 職員は、全体の奉仕者として、職員倫理を守って職務に専念し、政策等を公正かつ的確に実施しなければならない。
- 2 職員は、市民の意見、提案、要望等に対し、状況を把握したうえで、適切かつ速やかに対応しなければならない。
  - 3 職員は、本市の魅力及び市民の福祉を増進させるため、効率的かつ効果的な職務遂行により、成果を追求しなければならない。

### (附属機関等)

- 第16条** 市の附属機関及びこれに準じる機関(以下「附属機関等」という。)の会議は、別に条例等で定めるところにより、公開しなければならない。
- 2 市は、市民との協働を進めるため、附属機関等の委員に、できる限り公募による市民を加えなければならない。

### (国、地方公共団体等との連携)

- 第17条** 市は、国、県、その他の地方公共団体、法人等と連携して共通の課題を解決するよう努めなければならない。

## 第5章 住民による自治

地域活動の担い手である自治組織の役割を規定し、あわせてボランティア団体などを含む住民自治に対する市の役割を定めています。

### (校区の役割)

- 第18条** 小学校通学区域ごとの自治組織(以下「校区」という。)は、住民の相互交流等の推進に努めなければならない。
- 2 校区は、校区の区域内の自治組織(以下「行政区」という。)の間の調整及び他の校区との連携に努めなければならない。
  - 3 校区は、区域内の小学校、中学校、高等学校、大学等(以下「学校等」という。)と連携してまちづくりを行うよう努めなければならない。
  - 4 校区は、区域内の地域資源をたいせつにしたうえで、まちづくりに積極的に活用し、後世に受け継がれるよう努めなければならない。

**(行政区の役割)**

**第19条** 行政区は、住民の連携により、自然環境及び生活環境の保全等の推進に努めなければならない。

**(隣組の役割)**

**第20条** 行政区の区域内の自治組織(以下「隣組」という。)は、向こう三軒両隣の助け合いの精神にのっとり、隣近所における相互扶助に努めなければならない。

**(自治組織の連携)**

**第21条** 校区、行政区及び隣組は、住民の安全・安心で健やかな暮らし及び各組織への加入推進のため、連携するよう努めなければならない。

**(市の役割)**

**第22条** 市は、まちづくりが活発化するよう、住民が活動しやすい環境づくり並びに校区、行政区及び隣組への積極的な加入促進に努めなければならない。

2 市は、校区、行政区、隣組、ボランティア団体等の活動に対して必要な支援を行い、その自立を促さなければならない。

**(まちづくりの拠点施設)**

**第23条** 市は、別に条例等で定めるところにより公民館等を設置し、まちづくりの拠点施設と位置付ける。

2 行政区及び隣組は、住民の総意により集会所等を設置し、まちづくりの拠点施設と位置付ける。

**第6章 協働**

協働でまちづくりを進めるという原則を定めています。具体的な協働の取り組みとして、安全・安心と危機管理、子育てと教育、自然環境と文化に関して規定しています。

**(協働によるまちづくりの推進)**

**第24条** 市民、議会及び市は、この条例の基本理念に基づき、積極的に協働によって、まちづくりを進めるよう努めなければならない。



### (安全・安心の確保及び危機管理体制の整備)

**第25条** 市民及び市は、協働によって、安全で安心な生活を確保するよう努めなければならない。

2 市は、災害による緊急事態に的確に対応するため、日頃から危機管理体制を整備し、あわせて国、県、その他の地方公共団体、法人等と連携するよう努めなければならない。

3 市民は、日頃から災害に備え、自主防災組織の継続的な活動に取り組み、緊急事態が発生したときは、自らの安全確保を図り、あわせて相互に協力し、市と連携するよう努めなければならない。

### (子育て及び教育の推進)

**第26条** 家庭、市民、学校等及び市は、協働によって、将来の担い手である子どもの健やかな成長及び郷土愛を育むための教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めなければならない。

2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めなければならない。

3 市民は、一体となって子どもを育成することに努めなければならない。

4 学校等は、子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めなければならない。

5 市は、子育て及び教育に関し必要な政策等を実施しなければならない。

### (自然環境及び文化の保全・活用・継承)

**第27条** 市民及び市は、協働によって、本市のたいせつな財産である自然環境及び文化を保全し、活用し、後世に受け継がれるよう努めなければならない。

## 第7章 市政

計画、実行、評価、改善の行政のマネジメント・サイクルの徹底、健全財政、住民投票という市政の基本的なあり方を定めています。

### (総合計画)

**第28条** 市は、市民及び議会に対し市政の方向性を明確にし、総合的かつ計画的に市政を行うため、市が取り組むべき政策等を示した総合計画を策定する。

- 2 市は、総合計画を策定するときは、地域特性を生かし均衡ある発展に配慮しなければならない。
- 3 市は、総合計画を本市の最上位の計画に位置付け、原則としてこれに基づいて政策等を実施しなければならない。

### (分野別計画)

**第29条** 市は、市政を効率的かつ効果的に推進するため、必要に応じて、それぞれの分野についての計画(以下「分野別計画」という。)を策定し、それに基づく政策等を実施する。

- 2 市は、前項に規定する分野別計画を策定するときは、前条に規定する総合計画との整合を図らなければならない。

### (計画の実行)

**第30条** 市は、総合計画及び分野別計画(以下「計画」という。)に掲げた政策等について、緊急性、必要性、効率性等を勘案し、確実に成果を挙げるよう努めなければならない。

- 2 市は、計画に掲げた政策等の成果を確認できるよう、目標とする成果指標をできる限り数値化し、この達成に向けて最大限の努力をしなければならない。

### (行政評価)

**第31条** 市は、政策等の成果を確認し、改善に資するため、定期的に行政評価を行わなければならない。

- 2 市は、行政評価に当たっては、計画及び実行の妥当性を判断するため、市民の満足度、成果指標等を活用しなければならない。

### (改善)

**第32条** 市は、行政評価の結果に基づき、必要に応じて政策等の改善を行わなければならない。

### (健全財政)

**第33条** 市は、財政的に自立した市政を目指し、最少の経費で最大

の効果を発揮できるよう努めなければならない。

- 2 市は、政策等を実施するに当たり、本市の財政状況及び将来にわたる市民の財政負担を勘案しなければならない。
- 3 市は、市民が健全な財政運営に関して理解を深め、市政に協働することができるよう努めなければならない。

### (住民投票)

**第34条** 市長は、市政に関する重要な事項について、直接広く住民の意思を問う必要があると判断したときは、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票を実施しようとする場合には、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格、投票の方法その他必要な手続を別に条例で定める。

## 第8章 雑則

この条例施行に当たって、より詳しいことを定めるときは、市長が条例の趣旨に反しない範囲で別に定めることを規定しています。

### (委任)

**第35条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

平成25年4月1日の条例施行を定めています。

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(糸島市協働のまちづくり推進条例の廃止)
- 2 糸島市協働のまちづくり推進条例(平成22年糸島市条例第198号)は、廃止する。

まちづくり基本条例は、  
こうして作りました。



平成22年

12月

### 条例検討会議

☆30人の市民が集まった市民ワーク  
ショップで条例素案作成

平成23年

6月

7月

10月

### 条例審議会

☆学識経験者と市民による  
調査と審議

### 校区まちづくり 懇談会(10月～1月)

☆全15校区実施

平成24年

1月

3月

9月

9月議会で条例案が可決  
条例制定

### パブリック コメント手続 (1月～2月)

平成25年

2月

4月

条例施行

### 条例制定記念シンポジウム

☆講演会・パネルディスカッション

糸島市の木・花・  
キャラクター・  
シンボルカラー

市の木

カエデ



市の花

ハマボウ



市のキャラクター

いとゴン



市のシンボルカラー

黄色

